

News Release (2)



【平成 29 年 7 月 20 日（木）午後 2 時発表】

▼住宅金融支援機構と相互協力に関する協定を締結しました

■概要

南丹市では、市内において住宅の購入、新築または改築を伴いUターンされる子育て世帯を支援する「南丹市Uターン者住宅購入・新改築支援制度」を実施していますが、7月18日に京都府内で初めて、独立行政法人住宅金融支援機構と相互協力に関する協定を締結しました。

市の支援制度の対象となる方が「フラット35」を利用される場合、当初5年間の金利が、0.25%引下げられる【フラット35】子育て支援型が適用されることとなりました。

なお、適用には「フラット35」利用者が、取扱金融機関での融資申込時に、市が発行する市制度の対象となる証明書を提出していただく必要があります。

▼この記事に関するお問い合わせ

企画政策部 定住・企画戦略課（担当：高屋 0771-68-0003）